

緊急事態宣言発令中

若い世代の感染者が急増しています

若い世代の感染者数が急増し、全体の感染者数のうち10～30代が約6割を占めています。
また、若い世代でも、重症化するケースや軽症であっても後遺症に悩むケースが報告されています。「自分が感染しない・周りの人へ感染させない」行動の徹底をお願いします。

基本的な感染対策の徹底

- 日中を含めた不要不急の外出・移動などの自粛
- 小まめな手洗い・消毒、マスクの着用
- 冷房を使用していても定期的に換気
- 路上・公園などにおける集団での飲酒などの自粛

職場で注意したいポイント

- 仕切りの設置や距離の確保など密にならない対策
- 昼食時や休憩時など、マスクを外しての会話を避ける

主なイベント中止のお知らせ

- シニア週間記念イベント
【当初の開催予定日】 9月15日
【担当課】 地域包括ケア担当課 ☎03 - 5698 - 6201
- ごみ減量・清掃フェアかつしか
【担当課】 リサイクル清掃課 ☎03 - 5654 - 8273
- かつしか健康食育フェア2021
【担当課】 健康づくり課 ☎03 - 3602 - 1268

施設の開館状況やイベントの中止・延期など

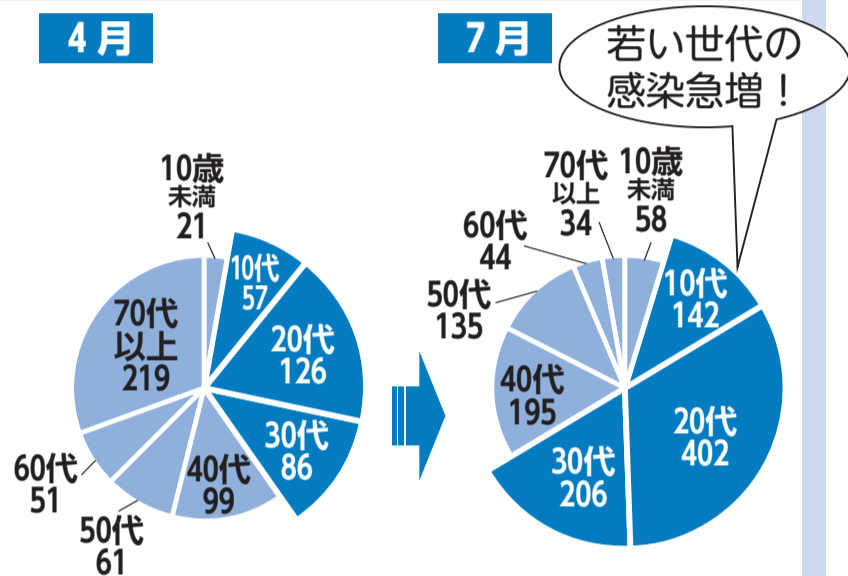
緊急事態宣言の発令に伴い、施設の利用制限やイベントの中止・延期などを行っています。詳しくは区ホームページをご覧ください。
はなしょうぶコール(☎03 - 6758 - 2222)へお問い合わせください。
なお、新型コロナウイルスの影響により施設利用予約をキャンセルする場合、利用料の返還を行います。詳しくは各施設へお問い合わせください。



▲区ホームページ

7月の区内新規感染者数 1,216人

年代別感染者数(人)



新型コロナウイルスに関する健康相談

発熱や咳、だるさなどがある方

まずはかかりつけ医に電話相談してください。かかりつけ医がいない・休診の場合は、次の窓口にご相談ください。

●(東京都)発熱相談センター

☎03 - 5320 - 4592 (毎日/24時間)

●(葛飾区)新型コロナ受診相談窓口

☎03 - 3602 - 1376

(月～金曜日(祝日を除く)/午前8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症の後遺症などで相談したい方

☎03 - 3602 - 1399

(月～金曜日(祝日を除く)/午前8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金の申請期限は8月31日(火)です

支給要件

- 【再貸付等要件】 次のいずれかに該当する方
- ▶葛飾区社会福祉協議会に申請し、8月末までに再貸付が終了する世帯または不決定を受けた世帯で、引き続き葛飾区の住民基本台帳に記載されている
 - ▶葛飾区以外の社会福祉協議会で総合支援資金(特例貸付)の再貸付を申請し、申請期限までに最終借入月が到来する世帯または不決定を受けた世帯で、葛飾区へ転入などしてきた
 - ▶8月末までに社会福祉協議会に再貸付の申請を行い、申請期限までに再貸付の不決定が間に合わないことが想定される
- 【その他】 収入や資産、求職活動などの要件があります。

詳しくは区ホームページをご覧ください。コールセンターへお問い合わせください。

社会福祉協議会で総合支援資金(特例貸付)の再貸付を受けた世帯および再貸付の不決定を受けた世帯などに対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請書類を送付しています。支給要件に該当する方で、まだ申請されていない方は、申請期限までに申請してください。

【申請方法】 送付された申請書に必要な事項を記入し、必要書類を同封の上、返信用封筒で郵送してください。

申請書がお手元にない方は、区ホームページより取り出すか、コールセンターへお問い合わせください。
※持参での申請も受け付けていますが、感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

【申請期限】 8月31日(火)(消印有効)

【申し込み・担当課】

〒124 - 8555葛飾区役所福祉管理課新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当(区役所7階708番)

【問い合わせ】 葛飾区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター ☎03 - 4564 - 3340
(月～金曜日(祝日を除く)/午前8時30分～午後5時)